

第 13 号

熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和4年12月2日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例の一部を改正する条例

熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例（平成21年熊本県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条中「当該計画が第2号」の次に「又は第9号」を加え、同条第9号中「前8号」を「前各号」に、「としてと」を「として」に改め、同号を同条第10号とし、同条第8号の次に次の1号を加える。

- (9) 私的整理に関する指針として知事が認めるものに基づき策定された、事業の再生に関する計画又は新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動の実施に関する計画

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた中小企業者等の事業の再生及び経営者の再チャレンジの支援を行うため、県の中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利を放棄することができる場合を追加する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。